

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>（適用の特例）</p> <p>第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第九十三条）</p> <p>附則</p> <p>（規則の適用）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

一 連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。  
二 当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度、当四半期連結会計期間の直前の中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する期間をいう。）又は直前の四半期連結会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

（定義）

第二条（略）

二〇十八（略）

十九 自己株式 連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは

（定義）

第二条（略）

二〇十八（略）

十九 自己株式 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規

、「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

二十〇三十七 (略)

(四半期連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

一 四半期連結財務諸表は、原則として連結財務諸表の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されなければならないこと。

二〇四 (略)

#### 第六章 企業会計の基準の特例

(会計基準の特例)

第九十三条 特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準(連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。次条において同じ。)に従うことができる。

則」という。)第二条第十九号に規定する株式をいう。この場合において、同号中「連結財務諸表」とあるのは、「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

二十〇三十七 (略)

(四半期連結財務諸表作成の一般原則)

第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

一 四半期連結財務諸表は、原則として連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)の作成に当たって適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されていること。

二〇四 (略)

#### 第六章 雑則

第九十三条 連結財務諸表規則第九十三条から第九十六条までの規定は四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。この場合において、「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(会計基準の特例に関する注記)

第九十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によって四半期連結財務諸表を作成している旨
- 二 特定会社に該当する旨及びその理由
- 三 前各章の規定によって作成した場合との主要な相違点